

転籍届の記入例

届出する年月日を記入してください

変更前の本籍地を書いてください

変更後の本籍地を書いてください

住所が別でも同居者の本籍も変更になります

筆頭者及び配偶者が届出人です
必ず本人が自署をし、各自別々の印を押してください
(※押印は任意)

住定年月日	S・H・R
<input type="checkbox"/> 同上	S・H・R

署名は必ず本人が自署してください
印は各自別々の印を押してください
エンピツや消せるペンは使わないでください

転籍届 令和 年 月 日届出 沖縄県中頭郡北谷町長 殿		受理 令和 年 月 日 第 号 送付 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長印
沖縄県中頭郡北谷町 桑江一丁目5番地13		書類調査 戸籍記載 記載調査 附 票 住民票 通知	
本籍 (よみかた) ちやたん たらう 筆頭者の氏名 北谷 太郎	新しい本籍 沖縄県中頭郡北谷町 桑江一丁目1番		
おなじ戸籍にある人	筆頭者 (名) 太郎 (住所…住民登録をしているところ) 沖縄県中頭郡北谷町 桑江1丁目1番1号 (世帯主の氏名) 筆頭者と同じ	住定年月日 S・H・R	
	配偶者 はなこ <input checked="" type="checkbox"/> 同上 花子 <input checked="" type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	
	じろう <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ 二郎 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 北谷 二郎	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	
	あいこ <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ 愛子 <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	
	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	
<input type="checkbox"/> 新本籍地確認 <input type="checkbox"/> 住所地確認 <input type="checkbox"/> 新本籍の表示は街区符号			
届出人署名 (※押印は任意) 北谷 太郎 印 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 63 年 1 月 11 日 <input type="checkbox"/> 平成	配偶者 北谷 花子 印 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 2 年 11 月 29 日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成		
届出人 (転籍する人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が8人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(届出人全員が別紙の余白部分に署名してください。署名欄に押印している場合は、余白部分への押印でも差し支えありません。)に書いてください。)	資格 親権者 (□父 □養父) □未成年後見人 親権者 (□父 □養父) □未成年後見人		
住所	住所		
本籍	本籍		
届出人署名 (※押印は任意)	届出人署名		
生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成		
※ 現在の本籍地の「戸籍謄本」1通(有料)を添付してください。ただし、同一市区町村内の転籍のみ添付を省略できます。【戸籍法第108条2項】			
連絡先 (電話)			

日中連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください

夫婦の一方が死亡等によって既に除籍になっている場合は、その生存配偶者のみから届出を出すことができます。

夫婦の双方が除籍となっている場合は他の在籍者から転籍の届出は出せません